

## [事案 30-146] 契約解除無効請求

・平成 31 年 1 月 31 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約時、募集人に手術の予定について伝えていたこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

人工股関節置換術を受けたため、平成 29 年 2 月に契約した医療保険にもとづき、手術給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、解除を取り消してほしい。または、手術給付金の支払いもしくは既払込保険料の返還をしてほしい。

- (1)告知の際に、募集人に手術をする予定であること等を伝えた。
- (2)告知の際に、募集人は、自分が足を引きずって歩くところを見ていた。
- (3)告知をする前にレントゲン検査を受けていたが、医療行為にあたるという認識はなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者は、告知日と同月に病院を受診し、変形性股関節症の診断と人工股関節置換術の治療方針の説明を受け、投薬を受けていたが、このことについて告知しなかった。
- (2)募集人は、被保険者から病院を受診したことや治療をする予定であることは聞いていない。  
また、契約手続き時に被保険者は先に着席していたため、歩くところは見えていない。
- (3)レントゲン検査の結果、被保険者は病名の告知や薬の処方もされている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者には告知義務違反が認められる一方、募集人が告知すべき事実について認識していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。